

(1)勉強会 『盗まれた神話』 参考資料 ④ 作成：新保

第四回目は、第七章〔天孫降臨地の解明〕を取り上げる。

4. 『盗まれた神話』からの要点抽出(その4) 第七章 天孫降臨地の解明

以下の要点について、疑問や不明な点がある場合は、その箇所の実際の記述・文章で確認してほしい。

**概要：**この章は16節から構成される。天孫・ニニギノ命の降臨地「日向の高千穂」は、通説でいう宮崎県の高千穂地方ではなく、「筑紫の日向峠」付近だということを丁寧に論証し、付随あるいは関連する事象についても検証を進めている。

**その降臨の地はどこか/「筑紫＝九州」説の背理：**(1) (神代紀第九段・古事記で)ニニギノ命が“天降った”とされている土地は、①日向の襲の高千穂の峯・・・穂日の二上の・・・(本文)、②筑紫の日向の高千穂の穂触之峯(一書第一)、③日向の穂日の高千穂の峯(同第二)、④日向の襲の高千穂の穂日の二上峯(同第四)、⑤日向の襲の高千穂の添山の峯(同第六)、⑥筑紫の日向の高千穂の久士布流多気(『古事記』)。この「日向」は筑前である。(2)①反論の一つは、『古事記』は九州全体を「筑紫島」といい、四つに分けた一つが「筑紫国」なので、広・狭二つの筑紫があり、ここでは広義の「全九州」をとるべき。

②※回答。だが、この「大筑紫」概念は、『古事記』の編者側の誤認に立つ、「誤置」によるもの。③『古事記』の国生み神話は、新旧幾種類もの政治地図を接合し重ねあわせた複合物である。④例えば、『古事記』の「大八島図」は新しい。近畿天皇家内で大和中心、本州中心の政治地図に改竄した“新版政治地図”だ。

(3)反論の第二。①「筑紫の日向」と書くのは、一書第一と『古事記』だけで他はすべて「筑紫の」がない。

②※回答。「日本旧記」は九州王朝の史書だから、いちいち“筑紫の——”という必要はない。先の「九州内、四分図」には「日向国」など存在しない。

**筑前の中の日向：**(1)問題点を整理すると、①日向峠・日向山と並んでおり、この地帯が「日向」と呼ばれたことは疑えない。②ここは、「筑紫(筑前)の日向の・・・」といって当然。③同じ地域に「くしふる山」という特色のある名の山があった。(2)以上の論証によって、博多湾岸と糸島郡の間、高祖山を中心とする連山こそ、問題の「天孫降臨の地」という結論にわたしは到達した。

**四つの問い：**なお念を押すべきことは、「高千穂」「クシフル」「襲」「日向」の読みの問題。①「高千穂」は“高い山々”“高くそり立つ連山”の意の普通名詞。宮崎県の「高千穂山」はそれが固有名詞化して遺存したものだ。②「クシフル」「クシヒ」の「クシ」も、「筑紫＝千串」の「クシ」と同一であろう。③「襲」は「曾」と同じ。「熊襲」が「熊曾」とも書かれるように、「襲の国」「阿蘇」といった風に、一定の地形を示す言葉であろう。④「日向峠」の読みは「ヒナタ峠」である。「ヒナタ」は“日の方角”という意味で、「日向」という神聖な字面にまことにふさわしい。

**天照誕生の聖地：**「筑紫の日向の小戸」とはどこだろう。(イ)筑紫の日向の橘の小戸の阿波岐原(『古事記』)、(ロ)筑紫の日向の小戸の橘の櫛原(神代紀第五段一書第六)、(ハ)橘の小戸に還りて(同一書第十)。

①現地の固有名詞部分は「小戸」となる。②「筑紫の日向」に当る高祖山付近の博多湾西部、姪の浜付近に「小戸」があり、その海岸は「能古島(残島)」にピッタリ相對している。③この姪の浜海岸こそ、「天照大神誕生の聖地」だった。

**さわやかな訪問：**※原田大六さんのお宅を二度訪問した時のエピソード。

**解けたニニギの秘密/大国の発祥：**天孫降臨地でニニギノ命が述べた言葉「此地者、①向韓國眞來通(6字)、②笠沙之御前而(6字)、③朝日之直刺國(6字)、④夕日之日照國(6字)也。故、此地甚吉地」。

①向韓國眞來通：「伊都(前原)→末蘆(唐津)→一大国(壹岐)→対海国(対馬)→狗邪韓国(釜山)」という、『三国志』魏志倭人伝にあらわれた「幹線道路」をピッタリ指している。

②笠沙之御前而：博多湾岸の中心領域は「御笠」と呼ばれ、神功皇后の筑後平定譚にも出てきた地名。「御前」を従来は「ミサキ」と読んできたが、「オマエ」である。つまり、「笠沙」の地を基準地点として、「その前」に当る領域を指した表現なのである。

それは「四至」文だった： ニニギノ命の発言内容を新しい解説に立って訳してみよう。「此の地(糸島郡、高祖山付近から望む)は、①(北なる)韓国に向って大道が通り抜け、(南なる)笠沙の地(御笠川流域)の前面に当たっている。そして、③(東から)朝日の直に照り付ける国、④(西から)夕日の照る国だ」。(③④の意味について)ここは太陽信仰の整地なのである。

三つの事実/超能力の無理/類似せる地名群： (鹿児島県の)野間半島の近くに「長屋山」がある。そして『和名抄』によると、このあたりは「吾田郡」だ。つまり「吾田ー長屋ー笠狭」と三つの地名がそろっている。“大視点からの大矛盾”にもかかわらず、従来の「笠沙の御前」の読みと地名比定に異論が出なかったのは、一にこの「三地名適合」の威力なのである。

神話地名の表記法： 要するにこの「三重連鎖の地名」の実体は、「笠沙碕」だ。「吾田の」とか「長屋の」といった、地勢や地形を示す形容の句がかぶせられている。このような、この神話独自の地名の表記様式をかえりみないで、後代の行政区画のように考えてきた。これが従来の読解だったのである。

脚光を浴びる「<sup>むなくに</sup>空国」/鮮烈な臨地性： ①空国とは「宗像」のこと。「かた」は地名接尾辞。②つまり、海岸沿いに「クシフル山→笠沙→空国」となっており、「高祖山(前原)→御笠(博多)→宗像」はまさにこの順序に並んでいる。③従来の学者は、ニニギノ命をして一種“超人的な行動距離”を馳しらせてきた。④しかし、今は、ごく普通の人間的な足どりで糸島郡より博多湾岸へとおのずからさしかかってゆくことができるようになった。

降臨神話の時層： これら神話舞台の政治地図は、「大八洲国」という広域まではいまだ発展しえぬ“日本海岸政治地図”という狭域、その原初の時層(成立期)に属していたのである。

第四回目となる今回は、**持統四年条(258~268頁)**の記事を読んでいきたい。

1. 持統四年(690) この年の主要な記事は以下のようである。

[1月]持統天皇が即位 [4月]官人選考と朝服制 [7月]高官・国司の大異動発令、

[10月]帰国した大伴部博麻への詔、[11月]元嘉暦・儀鳳暦を施行。

〈春条の原文〉 春正月 戊寅朔、物部麻呂朝臣**樹大盾**、**神祇伯**中臣大嶋朝臣詠天神寿詞。畢忌部宿禰色夫知奉上神璽劍鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮羅列匝拜、而拍手焉。己卯【二】、公卿百寮**拜朝如元会儀**。丹比嶋真人与布勢御主人朝臣、奏賀騰極。庚辰【三】、宴公卿於内裏。仍賜衣裳。壬辰【十五】、**百寮進薪**。甲午【十七】、大赦天下。唯常赦所不免、不在赦例。賜有位人爵一級。鰥寡孤独篤癯、貧不能自存者。賜稻蠶服調役。丁酉【二十】、以**解部**一百人、**拜刑部省**。庚子【二三】、班幣於畿内天神地祇。及增神戸田地。二月 戊申朔壬子【五】、天皇幸于腋上陂、觀公卿大夫之馬。戊午【十一】、新羅沙門詮吉・級漚北助知等五十人帰化。甲子【十七】、天皇幸吉野宮。丙寅【十九】、設齋於内裏。壬申【二五】、以帰化新羅韓奈末許満等十二人。居于武蔵国。

三月 丁丑朔丙申【二十】、賜京与畿内人、年八十以上者、嶋宮稻人二十束。其有位者、加賜布二端。

注36「樹大盾」: 推古十一年11月是月条に大楯を作ると見える(岩波注)。

注37「神祇伯」: 神祇伯という官名は大室・養老令制に同じ。しかし、八年3月23日条に神祇官頭、古語拾遺にも「神官頭(今、神祇伯也)」とあり、長官は頭というのが当時の呼称か(岩波注)。

注38「拜朝如元会議」: 白雉元年2月15日条にもある(岩波注)。

注39「百寮進薪」: 宮廷所用の薪を百官が奉る行事。養老雑令の規定では正月15日に行われる(岩波注)。

注40「解部」: 養老職員令刑部省に、大解部10人・中解部20人・少解部30人あり、争訟の窮問を掌る(岩波注)。

注41「刑部省」: 三年2月の判事の任命と共に、刑部省の官制の整備を示す記事とされる(岩波注)。

〈春条の現代語訳〉 1月1日、物部麻呂朝臣が大楯を立て、神祇伯中臣大嶋朝臣が天神の寿詞を読み上げた。終わって忌部宿禰色夫知が神璽・劍・鏡を皇后に奉り、皇后が天皇に即位した。公卿・百寮は整列して一斉に拝礼・拍手した。2日、公卿・百寮は賀正礼の如く拜朝した。丹比嶋真人と布勢御主人朝臣が即位の寿詞を奏上した。3日、内裏で公卿と饗宴し衣裳を下賜された。15日、百寮が薪を進上した。17日、全国に大赦令。但し、規定で赦免非対象者は含まれなかった。有位者に爵一級を賜わった。鰥寡(老いて妻や夫のない者)・孤独・篤癯(重病者)・貧しく生計を立てにくい者に稲を下賜し調や役を免除された。20日、刑部省に解部百人を配置した。23日、幣帛を畿内の天神地祇に捧げ封戸と神田地を増やした。2月5日、天皇は腋上池に行幸して公卿大夫の馬を観閲された。11日、新羅の僧侶詮吉・級漚北助知等50人が帰化した。17日、天皇が吉野宮に行幸。19日、内裏で齋会。25日、帰化した新羅の韓奈末許満等12人を武蔵国に住まわせた。

3月20日、京と畿内の80歳以上者に、嶋宮の稲一人20束を、有位者には布二端を加えて夫々下賜された。

〈夏条の原文〉 夏四月 丁未朔己酉【三】、遣使祭広瀬大忌神と竜田風神。癸丑【七】、賜京与畿内者老若女、五千三十一人、稻人二十束。庚申【十四】、**詔曰**、百官人及畿内人、有位者限六年。無位者限七年。以其上日、選定九等。四等以上者、依考仕令、以其善最功能、氏姓大小、量授冠位。其朝服者、淨大壺已下、広式已上黒紫。淨大參已下、広肆已上赤紫。正八級赤紫。直八級緋。勤八級深緑。務八級浅緑。追八級深縹。進八級浅縹。別淨広式已上、一畝一部之綾羅等、種々聽用。淨大參已下、直広肆已上、一畝二部之綾羅等、種々聽用。上下通用綺帶白袴。其余者如常。戊辰【二二】、始祈雨於所々。旱也。五月 丙子朔戊寅【三】、天皇幸吉野宮。乙酉【十】、百濟男女二十一人帰化。庚寅【十五】、於内裏始安居講説。六月 丙午朔辛亥【六】、天皇幸泊瀬。庚午【二五】、尽召有位者、唱知位次与年齒。

注42「詔曰」: 以下は天武七年10月26日詔(官人の考課・選叙方法を規定)の補正で、考課に基づいて冠位を進める年限・基準を追規定したもの(岩波注の要約)。

〈夏条の現代語訳〉 4月3日、使者を遣わし広瀬大忌神と竜田風神を祭らせた。7日、京と畿内の65歳以上の男女5031人に稲一人20束を下賜。14日、詔して「**冠位を進める年限は、百官と畿内の人で、有位者六年。無位者七年とする。考課はその出勤日数により九等に分けよ。一定年限の平均が四等以上の者は、考仕令によってその善最・功能、氏姓の大小等で冠位を授ける。その朝服については、淨大壺以下広式以上は黒紫。淨大參以下広肆以上は赤紫。正八級は赤紫。直八級は緋。勤八級は深緑。務八級は浅緑。追八級は紺色。進八**

級は薄紺色。別に浄広式以上は、一幅に一箇の大きな文様の綾羅等、種々に用いることを許す。浄大参以下直広肆以上は、一幅に二箇の大きな文様の綾羅等、種々に用いることを許す。組紐の帯・白袴は身分の上下を問わず使用してよい。その他は従来通りとする」と。22日、旱が続き各地で雨乞いをした。5月3日、天皇は吉野宮に行かれた。10日、百濟男女21人が帰化した。15日、内裏で初めて安居の講説があった。6月6日、天皇は泊瀬に行かれた。25日、全有位者を召して位の序列と年齢を読み上げ知らせた。

〈秋条の原文〉 秋七月丙子朔、公卿百寮人等、始着新朝服。戊寅【三】、班幣於天神地祇。庚辰【五】、以皇子高市為太政大臣。以正広参、授丹比嶋真人、為右大臣。并八省百寮、皆遷任焉。辛巳【六】、大宰・国司、皆遷任焉。壬午【七】、詔令公卿百寮、凡有位者、自今以後、於家内著朝服、而参上未開門以前。蓋昔者到宮門而著朝服乎。甲申【九】、詔曰、凡朝堂座上、見親王者如常。大臣与王、起立堂前。二王以上、下座而跪。己丑【十四】己丑、詔曰、朝堂座上、見大臣、動坐而跪。是日、以繩糸綿布、奉施七寺安居沙門、三千三百六十三。別為皇太子、奉施於三寺安居沙門、三百二十九。癸巳【十八】、遣使者、祭広瀬大忌神与竜田風神。八月乙巳朔戊申【四】、天皇幸吉野宮。乙卯【十一】、以帰化新羅人等居于下毛野国。九月乙亥朔、詔諸国等曰、凡造戸籍者依戸令也。乙酉【十一】、詔曰、朕将巡行紀伊之。故勿収今年京師田租口賦。丁亥【十三】、天皇幸紀伊。丁酉【二三】、大唐学問僧智宗・義徳・浄願、軍丁筑紫国上陽咩郡大伴部博麻、從新羅送使大奈末金高訓等、還至筑紫。戊戌【二四】、天皇至自紀伊。

注43「太政大臣」：天智十年正月条の太政大臣と同じく、天皇大権の代行者としての身分で、大宝・養老令制のそれと異なるとの説が有力(岩波注)。

注44「八省百寮」：この日、浄御原令官制の実施に伴って大異動が行われ、新たに中官と宮内官が組織されて、令制の八省にあたる八官が揃ったとの説がある(岩波注)。

注45「大宰」：筑紫・周防・吉備・伊予などに、各々数カ国を統轄すべく置かれた総領の何か(岩波注)。

〈秋条の現代語訳〉 7月1日、公卿・百寮人等が初めて新朝服を着用した。3日、幣帛を天神地祇に奉った。5日、皇子高市を太政大臣とした。丹比嶋真人に正広参を授け右大臣とした。同時に八省百寮も皆遷任された。6日、大宰・国司も皆遷任された。7日、「公卿・百寮の全有位者は、今後、家内で朝服を着て開門前に参上せよ」と詔された。以前は宮門に入ってから朝服を着たらしい。9日、「朝堂で座に着き親王を見た場合は、従来通り、大臣と王とは堂前に起立。二王以上の人を見た場合は、座からおりて跪き控えよ」と詔された。14日、「朝堂で座に着き大臣を見たときは、座を動いて跪くように」と詔された。この日、繩・糸・綿布を七カ寺の安居の僧侶3363人に下賜された。別に皇太子(故草壁)のために、三寺の安居僧329人にも下賜された。18日、使者を遣わし広瀬大忌神と竜田風神を祭らせた。8月4日、天皇が吉野宮に。11日、帰化した新羅人等を下毛野国に住ませた。9月1日、諸国の国司に「戸籍を造るには戸令によれ」と詔された。11日、詔して「紀伊国に巡行したいと思う。今年の京師の田租・口賦の徴収はやめよ」と言われた。13日、天皇が紀伊に行かれた。23日、大唐に学んだ学問僧智宗・義徳・浄願、軍丁で筑紫国上妻郡の大伴部博麻が、新羅送使の大奈末金高訓等に従って筑紫に帰国した。24日、天皇が紀伊から戻られた。

〈冬条の原文〉 冬十月甲辰朔戊申【五】、天皇幸吉野宮。癸丑【十】、大唐学問僧智宗等、至于京師。戊午【十五】、遣使者、詔筑紫大宰河内王等曰、饗新羅送使大奈末金高訓等、准上送学生土師宿禰甥等送使之例。其慰勞賜物、一依詔書。乙丑【二二】、詔軍丁筑紫国上陽咩郡人大伴部博麻曰、於天豐財重日足姫天皇七年、救百濟之役。汝為唐軍見虜。洎天命開別天皇三年、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝兒、四人。思欲奏聞唐人所計、縁無衣糧、憂不能達。於是、博麻謂土師富杼等曰、我欲共汝、還向本朝、縁無衣糧、俱不能去。願売我身、以充衣食。富杼等、依博麻計、得通天朝。汝独淹滯他界、於今三十年矣。朕嘉厥尊朝愛国、売己顯忠。故賜務大肆、并繩五匹・綿一十屯・布三十端・稻一千束・水田四町。其水田及至曾孫也。免三族課役、以顯其功。壬申【二九】、高市皇子觀藤原宮地。公卿百寮從焉。十一月甲戌朔庚辰【七】、賞賜送使金高訓等、各有差。甲申【十一】、奉勅始行元嘉曆与儀鳳曆。十二月癸卯朔乙巳【三】、送使金高訓等罷歸。甲寅【十二】、天皇幸吉野宮。丙辰【十四】、天皇至自吉野宮。辛酉【十九】、天皇幸藤原觀宮地。公卿百寮皆從焉。乙丑【二三】、賞賜公卿以下、各有差。

注46「天命開別天皇三年」：天智天皇即位三年の意なら、称制では9年。筑紫君薩野馬の帰国は同十年11月条に見える(岩波注)。

注47「唐人所計」：未詳。天智称制三年5月には熊津都督府から郭務宗らが来日、天智即位三年には前年末渡唐した河内鯨らが在唐(岩波注)。 ※正木裕氏が「薩夜麻の冤罪」で論考されている。

注48「藤原宮」：八年12月に遷宮(岩波注)。ここでは新益京としていない。

注49「奉勅始行元嘉曆与儀鳳曆」：「元嘉曆」と「儀鳳曆」の併用開始の記事だが、「勅を奉じて」は奇妙。

〈冬条の現代語訳〉 10月5日、天皇は吉野宮へ。10日、大唐の学問僧智宗等が京師に到着。15日、使者を遣わし筑紫大宰河内王等に詔して「新羅の送使大奈末金高訓等への饗応は学生土師宿禰甥等を送ってきた送使の例に準ぜよ。その慰勞と賜物は詔書によれ」と言われた。22日、軍丁で筑紫国八女郡の大伴部博麻に詔

して「齊明天皇七年、百濟救援の役でお前は唐軍の捕虜となった。天智天皇三年、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝の子の4人は唐人の計画を朝廷に奏上しようとしたが、衣食もなく京まで行けないことを憂えた。その時、博麻は富杼等に『自分は皆と一緒に朝廷に行きたいが、衣食もない身では叶わない。どうか私を奴隷に売ってその金を衣食に当ててくれ』と言った。富杼等は博麻のこの計に従い帰国できた。お前一人が異国に30年も留まった。お前が朝廷を尊び、国を思って己を売ってまで忠誠を示したことを朕は喜ぶ。それ故、務大肆の位に合わせて、絁5匹・綿10屯・布30端・稻千束・水田四町を与える。その水田は曾孫まで引き継げ。課役は三代まで免じてその功を顕彰する」と言われた。29日、高市皇子が藤原の宮地を視察、公卿・百寮がお供した。11月7日、送使金高訓等にそれぞれ賞を賜わった。11日、勅を奉じ初めて元嘉暦と儀鳳暦を使用した。12月3日、送使金高訓等が帰途に。12日、天皇は吉野宮に行かれ、14日に帰還された。19日、天皇が藤原の宮地を視察、公卿・百寮がお供した。23日、公卿以下夫々に賞を下賜された。

## 【トピック】天武紀と持統紀にのみ登場する記事

(1)「百寮進薪」：①天武四年条のみ日付が3日、②「百寮」の有無、③「進薪」と「進御薪」の二通りの記述。

天武四年正月戊申【3】、 百寮諸人初位以上進薪。	天武五年正月甲寅【15】、 百寮初位以上進薪。	持統三年正月戊辰【15】、 文武官人進薪。	持統四年正月壬辰【15】、 百寮進薪。
持統八年正月己亥【15】、 進御薪。	持統九年正月甲午【15】、 進御薪。	持統十年正月戊午【15】、 進御薪。	

(2)「広瀬竜田神」：天武紀に19回、持統紀に17回登場する。

- 1) 天武紀 ①四年条は詳述するが、②五・六年条は通称名となり、③八年条以降は、順序が逆になり「大忌」「風」が脱落した簡易表記に変化している。④二・三年、七年条に記事の抜けがある。⑤全体として、「百寮進薪」記事に比べて日付がバラバラで、他資料からの移入の可能性がありそうだ。

四年癸未【10】、遣小紫美濃王・小錦下佐伯連広足、 <u>祠風神于竜田立野</u> 。遣小錦中間人連大蓋・大山中曾禰連韓犬、 <u>祭大忌神於広瀬河曲</u> 。
五年夏四月戊戌朔辛丑【4】、祭竜田風神・広瀬大忌神。七月壬午【16】、祭竜田風神・広瀬大忌神。
六年秋七月辛酉朔癸亥【3】、祭竜田風神・広瀬大忌神。
八年四月己未【9】、祭広瀬竜田神。七月壬辰【14】、祭広瀬竜田神。
九年夏四月乙巳朔甲寅【10】、祭広瀬竜田神。七月辛巳【8】、祭広瀬竜田神。
十年夏四月己亥朔庚子【2】、祭広瀬竜田神。七月丁丑【10】、祭広瀬竜田神。
十一年夏四月癸亥朔辛未【9】、祭広瀬竜田神。七月壬寅【11】、祭広瀬竜田神。
十二年四月戊寅【21】、祭広瀬竜田神。七月乙巳【20】、祭広瀬竜田神。
十三年四月甲子【13】、祭広瀬大忌神竜田風神。七月戊午【9】、祭広瀬竜田神。
十四年四月丁亥【12】、祭広瀬竜田神。秋七月乙巳朔乙丑【21】、祭広瀬竜田神。
朱鳥元年七月甲寅【16】、祭広瀬竜田神。

- 2) 持統紀 ①元年～三年条(即位前)にこの記事がない、②天武紀と異なり全条が広瀬・竜田神の順、③六年七月条と十一年条は「大忌」「風」を省略、④四・五年条が「祭」で六年条以降は全て「祀」で表記、⑤全条冒頭に「遣使者」を付す、⑥天武紀に比べて全体として丁寧な表記で、天武紀よりも前のような印象。⑥天武紀と同様に「百寮進薪」記事に比べ日付がバラバラで、他資料からの移入の可能性がありそう。

四年夏四月己酉【3】、遣使者祭広瀬大忌神与竜田風神。七月癸巳【18】、遣使者祭広瀬大忌神与竜田風神。
五年四月辛亥【11】、遣使者祭広瀬大忌神与竜田風神。七月甲申【15】、遣使者祭広瀬大忌神与竜田風神。 八月辛酉【23】、遣使者祭竜田風神、信濃須波・水内等神。
六年四月甲寅【19】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。七月甲辰【11】、遣使者祀広瀬与竜田。
七年夏四月丙子【17】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。七月己亥【13】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。
八年四月丙寅【13】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。七月丁酉【15】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。
九年夏四月丙戌【9】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。秋七月戊辰【23】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。
十年夏四月辛巳【10】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。七月戊申【9】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。
十一年四月己卯【14】、遣使者祀広瀬与竜田。七月丙午【12】、遣使者祀広瀬与竜田。